

平成26年

議会運営委員会記録

平成26年6月11日

和光市議会

## 議会運営委員会記録

◇開会日時 平成26年6月11日（水曜日）  
午前11時25分 開会 午後 2時25分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員長	齊藤秀雄	議員	副委員長	吉田けさみ	議員
委員	阿部かをる	議員	委員	待鳥美光	議員
議長	菅原満	議員	副議長	栗原次男	議員
委員外議員	金井伸夫	議員			

◇欠席委員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	郡司孝行	議会事務局次長	伊藤英雄
議事課長補佐	平川京子	主任	芹澤奈美

◇本日の会議に付した案件

意見書案の調整について

その他議会運営に関することについて

- ・決算審査の要求資料
- ・議会報告会総括
- ・政務活動費の協議事項等
- ・基本条例の見直し

午前11時25分 開会

**○齊藤秀雄委員長** ただいまから、議会運営委員会を開会します。出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。なお、会議には議長とオブザーバーとして副議長と1名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

本日は、会派から提出された意見書案の調整、その他議会運営に関することとして、決算審査の要求資料、議会報告会総括、政務活動費の協議事項等、基本条例の見直しについて審議いたします。

初めに、意見書案についてであります。阿部委員から御意見があります。

阿部委員。

**○阿部かをる委員** 前回の議運のときに、それぞれの意見書案の内容をまだ読み込んでいなかったため意見を述べるができなかったのですが、改めて1つずつ意見書案を読みましたところ2点感じたところがございます。1点目は新しい風が提出した軽度外傷性脳損傷に関わる周知と労災認定及び自賠責保険の基準改正を求める意見書案について、公明党としては是という立場ですが、問題は提出の仕方です。意見書案の記の4に、軽度外傷性脳損傷について、教育機関初め広く国民への啓発・周知を図ることとありまして、新しい風で議運のメンバーでもある待鳥委員がこれについて一般質問で取り上げています。一般質問で取り上げ、かつ意見書案を提出するというこの方法がいいのかどうか、基本的なところを確認をする必要があるのではないかという点が1点目でございます。

それから2点目は、やはり新しい風が提出した意見書案の3番目、法人住民税の一部国税化の見直しを求める意見書案は、議案第32号と関連してきますので、議運で意見書案の採択について審議をすることには該当しないのではないかということで、審議の前に意見を述べさせていただきます。

以上です。

**○齊藤秀雄委員長** 今の御意見について確認します。要は意見書案と一般質問との整合性がいかなものか、また、法人税云々という3番目の意見書案に関しては委員会に付託する話ではないかということでございます。意見書案の審議に個々に入る前に意見の統一をみたいと思います。

待鳥委員、まずは御説明ください。

**○待鳥美光委員** まず、軽度外傷性脳損傷に関わる意見書案についてですけれども、主に国に対して労災認定あるいは自賠責保険の認定基準を見直してほしいという趣旨になっています。この部分は国に対する意見書の案ということです。私の一般質問は、この障害がなかなかまだ周知されていないので、市の中の状況と都内の特別区の中でもやられている事例があること、市民に対する市としての周知というところでの一般質問なので、国の部分には触れていかない質問です。一応会派の中で確認して、それであれば問題ないのではないかということで出させ

ていただきました。

3番目の意見書案については、確かに補正予算ではなくて議案として出ていて、国の方針に順ずる形の議案です。この意見書案は国に対してその見直しをといるところなので、出ている議案への賛否とはかかわりなくというか、それとは別に国に対して見直しを求める意見書案ということで出させていただきました。

**○齊藤秀雄委員長** 今説明いただきました。個々に皆様方の御意見をいただきまして、全体のとりまとめをしたいと思います。

まず、2点あります。1点目は、意見書案と一般質問の中身が一部一致している場合です。タイトルが国に求めるのか市に求めるのかという違いで中身自体は一つ、それを意見書案で出すことと一般質問をすることとの整合性はという点です。2点目は、3番目の法人住民税の一部国税化の見直しを求める意見書案に関して、委員会に付託されている議案に対して1つの会派が意見書案を出すこととの整合性に関して御意見ををお願いします。

日本共産党、吉田委員。

**○吉田けさみ委員** まず意見書案と一般質問の関係ですけれども、まず意見書というのは、私はやはり国に対して、地方議会としてはどんどん出していくべきであろうという立場で考えていますので、意見書案は当然出せますし、一般質問でも広く言論の府というのは保障されるべきで、市に市民の要望としてあれば、それを求めていくことはいいと思います。これについて私は異議はないです。

それから、会期中の議案と意見書案の関係ですが、今回の条例というのは、市長も施政方針の中で国と地方自治体の法人税の振り分け、これがあるので和光市も減収になるというようなことを述べています。ですから、議会としてもこの認識というのはみんなその時点で持っている内容だと思っています。だから、会期中だから提出しないという理由には当たらないと思うのです。国に対して、こういう制度のあり方というのはおかしいのではないですかというのは、当然議会として上げていくべきだろうし、言論の府に対する制約というのは加えるべきではないという立場で、私はそのまま待鳥議員の一般質問ないし議案が出ていても意見書案を出すことは妨げるべきではないと思います。

**○齊藤秀雄委員長** 金井議員、いかがですか。

**○金井伸夫委員外議員** 私も同じ考えで、特に制約するまでもないと思います。

**○吉田けさみ副委員長** 議事を委員長と交代します。

緑風会、齊藤委員。

**○齊藤秀雄委員** 緑風会といたしましては、まず、1番目の意見書案と一般質問との整合性について、意見書案というものは議員皆さんで取りまとめるという話なので、そこに対して皆が理解しているということであれば、一般質問で重複するというのはいかがなものかという考えです。法人税に関する意見書案については、やはり議案として出ているものを意見書案として出すこととの整合性は私は認められません。

以上です。

○齊藤秀雄委員長 議事を副委員長と交代します。

議長。

○菅原満議長 発言をさせていただきたいのですが、それぞれ御意見で出ていましたが、意見書案を出すことや一般質問の発言について制約を設けるということで御協議をいただいているのではないという御認識をいただきたいと思います。

それからもう1つ、条例案と意見書案は、議案と団体意思の決定の関係で、一見違うように見えますけれども、議案は賛否いずれかを問われているわけです。それから議案の中身についての意見を言うという条件付きの賛否はないということになっておりますので、その辺についてもきちんと確認した上で御協議をいただきたいということです。従来、意見書案で同じ内容のものが出てくれば、みなしということで、反対を求める意見書案の場合は、片方が採択されれば片方はみなし不採択という扱いになる。そういった点で議会の議事運営のルールということも踏まえ、御協議をいただきたいと思います。

何も言論云々ということではなくて、やはり議会のルール、あるいは議案審議のルールということも踏まえて御協議いただかないと、今後また御協議いただかなければならないような事態は避けたいと思いますので、きちんとその辺は認識を持って御協議をいただきたいということです。

○齊藤秀雄委員長 今議長から発言がありました。その点に関して皆さん再度御意見を募りたいと思います。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 御意見に関しては、特にそれに関して反対というようなことはありません。3番目の意見書案と同じ内容の議案の委員会付託の件ですが、今議長がおっしゃったことは理解をいたしました。それに対して反論や意見は特にはないです。

○齊藤秀雄委員長 阿部委員はいかがですか。

○阿部かをる委員 内容の否のことではなく、以前の問題があったので私は提起させていただいたのです。議運で審議していて、また議案で審議するという話になってしまいますので、この法人住民税の意見書案というのは、この議運で審議すること自体が適当ではないと思います。

軽度外傷性脳損傷云々というこちらのほうも、この意見書案の中身自体は公明党は賛成です。ただ以前にも、これは違う例ですけれども、やはり待鳥議員から、たしか東日本大震災の影響で放射線被爆した子どもたちが全国に行っていて、放射線量の調査等について意見書案が出されたことがあったのですけれども、それも皆さんが賛成されて、意見書として出されたときに、確かWANというところを出している広報紙の中にその内容が全文載っていて、そこに待鳥議員の名前がありました。それはその日か次の日にたぶん印刷されたような時期だったかと思うのですけれども、やはり意見書は議会で採択したという、全会派が賛成したというところもあります。それと今回の事例は若干違いますけれども、意見書案を議運として決まるか決まらな

いかは今後審議しないとわからない話ですけれども、一般質問で片やこうやって質問していくという、議会で審議していく過程において、これが妥当なのかということには大変疑問を持ちます。だから中身云々ではないということをつけ加えさせていただきたいと思います。

○齊藤秀雄委員長 吉田けさみ委員。

○吉田けさみ委員 提出議案については賛否が問われてきます。では意見書案についてもみなし採択か不採択かと言われれば、確かに議会のルールとしてどうなのかというのはあります。出されてくる議案は国の法令に基づいて市のほうで出してこざるを得ない。それに対して賛否というところでは、賛成する場合もあるし反対する場合もある。だから一概に議会のルールとしてこれをくくれるのかという問題が出てくると思うんです。確かに私は制約を加えるべきではないと言ったのだけれども、そういう問題ではないと、議長がおっしゃるところについては理解するんです。ちょっと違う次元で意見書案というのは出されているんじゃないかと思うんです。でもそういう理解も含めながら考えていく必要があると思うので、同一会期中は提出しない、できないものとするということについてはいかがなものかと思います。提出のあり方について問うているわけで、提出できないこととするというのは、これはどうかなという気がするんです。だから提出できることも踏まえて、その良識の範囲の中で、会派の中で考えてもらっていいというのはだめですか。

○齊藤秀雄委員長 議長。

○菅原満議長 ルールはルールというお話ですけれども、ルールを踏まえていただかないと齟齬を来すわけです。条件つき賛成、条件つき反対ということは議案の場合はなくて、当然賛成か反対かしかないわけです。それを踏まえてやっていただくということ。それから今現在は総括質疑が終わったときに意見書案の調整をやっていますけれども、以前は一般質問のときに意見書案の調整をやっていました。委員会の結果が出ていたので、そういった意味ではこういった齟齬は生じてこなかったのかと記憶しております。

いずれにしても議案と密接に絡む意見書案の内容については、やはりきちんとした認識を持って各会派で考えていただかないと、大きく議案の審議にも影響してくるわけです。意見書案を議案の委員会審査の前に扱うということであれば、当然それを踏まえての議案の審査につながっていく。そういうことも踏まえていかないと困るということと、もう1点は、議案の審議のときに十分な討論もできるということです。その辺も踏まえて協議をしておいていただかないと、今後も、来年は改選期を迎えますので、また当選する議員が変わられたり、いろいろ変わってくる場合に、きちんとここで御協議いただき、絶えずこのような議論をするということはないようにしていただきたいということです。

やはり議案の審議というものが議会の場合は重要です。意見書案は当然出せるわけですけれども、やはり議案の審議というものをきちんと踏まえて意見書案の提出をしていただかないと、議会運営上やはり齟齬を来すようなことは避けたいということでございます。

○齊藤秀雄委員長 金井議員はいかがですか。

○金井伸夫委員外議員 詳しく議長から説明を伺ってなるほどと思う部分もあるのですが、そもそも目的が違うので、そういった制約を設ける必要はないのではないかと未だに思っております。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、齊藤委員。

○齊藤秀雄委員 基本的には先ほどの意見と変わりません。議案として出されている内容が一番最終的な委員会付託の中身です。ですからそれに対して同等の内容の意見書案を議運でいかが判断するかということは避けたいというのが私の考えです。また、避けるべきではないかと思えます。議案がないときだったら、それはそれでまた新たな提案ということで意見書案として十分通る時期だということで理解します。だけど、まず委員会付託のあるものを意見書案で先にどうのこうのと審議するという論法自体は、私は理解できません。

○齊藤秀雄委員長 議事を副委員長と交代します。

まず2つ審議したい内容がありました。まず議案と意見書案が重複する場合は、ある程度目鼻が立ってきたと思うのですが、皆さん方向性はいかがですか。あくまでもそのままでもいいのではないかという意見と、あくまでも議案内容を尊重すべきという意見とで分かれていると思えます。

重複してもかまわないと言うのであれば、実際の運営上、議会運営委員会で意見書案をどう取り扱ったらよろしいか、議案が実際出ているものを議運でどう取り扱ったらいいかという解決方法を教えてください。両方で審議すると言うのなら、どうやって解決するのですか。

金井議員。

○金井伸夫委員外議員 まずこれは題名からして、議案の審議というのはその中身を審議していくわけですが、こちらの意見書案は方向性を意見で述べているわけだから、必ずしもこの議運で今回この意見書案を議論することと、議案について委員会で審査することとは、議員個人によっては影響を受けるかもしれませんが、必ずしも直接影響を受けないのではないかと思います。

○齊藤秀雄委員長 わかりました。待鳥美光議員に、再確認です。今話しているのは要は意見書案と提出議案との整合性についてです。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 まだ委員会で審査がされていない時点で、今これを意見書案としてここで審議するのは難しいということは理解しましたので、取り下げればいいですか。

○齊藤秀雄委員長 いいえ。そういう意見としておっしゃっていただければと思います。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 そのこと自体は理解いたしました。

○齊藤秀雄委員長 わかりました。

阿部委員。

○阿部かをる委員 先ほどと同じです。

○齊藤秀雄委員長 吉田委員。

○吉田けさみ委員 確かに議案については委員会が先に審査するという順番があるので、委員会での賛否がまず出ます。まだ最終的な結論が出ない中で、この意見書案を出せるのかとなったときに、同一会期中の扱いそのものが矛盾を持つ中身であるということは理解はできます。

○齊藤秀雄委員長 実務的にどういう流れかは皆さんもう何度も経験してわかると思います。意見書案の最終的な調整というのと、あと委員会に付託した結論で、例えばの話イエスとノーが仮に出た場合、基本的な流れとしては委員会尊重というのか、常任委員会尊重というのが当たり前の話だと私は思います。そこに何も今回のケースのようなことで意見書案を出すこと自体、私に言わせると何のために出しているのかということになる。そうであれば、委員会でもっともんでみてこういう意見もあるだろうということをごんごん主義主張すべきです。そこでの採択が最優先になりますから。そういった意味で私自身はいかがなものかと疑問を持っているのです。

議長。

○菅原満議長 くどくなって申しわけないですけども。議会としての国への意見書だけれども、議案が出ていて、その議案に関係するものについて明らかに反対というか修正を求めるような内容を、意思の確認は決定していませんけれども、意思の確認をするということになると、その意思を確認したことにおいて議案そのものの審議について、果たしてきちんとした適切な論議なり、あるいは最終的な判断をすることについて、やはり齟齬が生じる。

まったく違うとは言いませんけれども、少なくとも齟齬を生じると考えられる場合は、やはり避けて意見書案の提出なり、議案の審議に臨むということにしておかないと、やはり今後の議会運営についても議会運営委員会で協議を最初にしていただきますので、議会運営委員会の協議のあり方にも影響を与えるでしょうし、議会の運営上も、私自身議長としてはどう扱ったらいいかという影響を考えざるを得ないということで、繰り返しになりますけれども、お話をさせていただいています。意見書案を出してはだめということではないので、改めて申し上げさせていただきます。

○齊藤秀雄委員長 御理解いただいた方と、まだあまりという方がいますが、いかがでしょう。議会運営委員会としては毎回毎回こういう話が出るようでは運営上支障を来すというのは事実だと思います。ですから、その辺の統一性といいますか皆さんの理解を確認して、次回からこういうことは、緑風会の考えとしてはきちんとしたほうがよろしいのではないかという意見を申し述べさせていただきます。

いかがでしょう。落としどころでございしますが、最終的な御意見を承ります。

吉田委員。

○吉田けさみ委員 確かに矛盾があるので、その辺についてはどう扱うべきかというところでは認識を一致させないと、これからの運営に支障を来すかなという思いはあります。

○齊藤秀雄委員長 金井議員。

○金井伸夫委員外議員 また、くどくなってしまうかもしれないですけども、議案の賛成反対と、賛成してもこの意見書を出したいという意見もあると思います。反対しても同じ意見書を出したいということもあるだろうから。必ずしもこの件に限って言えば、議長の懸念することはちょっと私の想像の域を超えているように思います。この法人住民税の一部国税化の見直しを求める意見書案について、そのような考えを持っております。最終的に意見が対立するようであれば、提出者の意見を反映させればいいのかと思います。

○齊藤秀雄委員長 要は御理解いただきたいのは、意見書案がまず出ています。その前に議案として皆さんには周知しているわけです。わかっているものに対してなおかつ意見を出して、最終決定は常任委員会で行うわけです。その必要性和、費用対効果とは言わないけれど、議論からどうのこうのというのは無駄ではなのかというのが私の考えです。今後また、ではもう1回出しますとされたとき、またその都度議論するのではなく、例えば今期中、この6月議会ではこういう議案が出ているから今回の意見書案は次回に提出するとか、その辺の柔軟性を持っていなかったら議論ばかり重ねてもなんの成果もありません。これは私の考えです。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 当初これを提出したときは、実際に国の方針によって出さざるを得ない議案に賛成反対することと、この意見書案を出すことは別ではないかという理解だったのですが、今、御説明を伺いまして、そこのところはやはり難しいということをよく理解しましたので、今回は、この意見書案に関しては取り下げをいたします。必要であればまた出し直すということになるかと思えます。

○齊藤秀雄委員長 それでは確認します。まず意見書案と議案が重複する場合の取り扱いについては、今回取り下げの言葉をいただきましたので、1つの表現としては、同一会期中は同等内容に関する意見書案は提出しないということで、皆さん一致して理解したということよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように申し合わせ事項に追記しますので、御理解ください。

次に、意見書案と一般質問が重複している場合、これをいかがするかということで、それぞれの意見が出ました。やはりそれぞれの理解が異なっているところがあります。

休憩します。(午前11時55分 休憩)

再開します。(午後1時00分 再開)

○齊藤秀雄委員長 確認ですが、意見書案と議案の内容が重複する場合、同一会期中は提出しないということで御理解を賜りました。

それでは続きまして、意見書案と一般質問の要旨が重複している場合ということで、それぞれ意見をいただいております。再確認をして結論を導き出したいと思えます。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 国に対して要請をする内容は、一般質問については市内の状況についての確認だけですし、この自賠償とか労災の基準を変えてほしいという方々が大勢いらっしゃるので、できれば今回提出させていただければと思います。

○齊藤秀雄委員長 阿部委員。

○阿部かをる委員 私たちの会派は、いつも意見書案を出すときは一般質問では取り扱わないようにしています。混乱するということもありますので。一般質問をする日にちと意見書案を議運で諮る部分がありますし、国と市に対しての違いと言いますけれども、内容的なものは同じなので議会の進行上もこれは今後一般質問をする場合は同じ案件は出さない方向が望ましいと考えています。

○齊藤秀雄委員長 吉田委員。

○吉田けさみ委員 先ほど今回の具体的な事例ということで、待鳥議員からどういう中身かという確認が行われていますので、その辺では良識的な範囲で扱えばそれでいいのではないかと思います。

○齊藤秀雄委員長 金井議員。

○金井伸夫委員外議員 目的が異なりますので、特に制約を加える必要はないのではないかと思います。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、齊藤委員。

○齊藤秀雄委員 緑風会としては、やはり区分けをして、意見書案は会派として出しているの、会派で皆さんが話し合った上での提案ということなので、それにウエイトを置くべきだと私は考えます。本来であれば区分けして分離するべきという考えであります。

○齊藤秀雄委員長 議事を副委員長と交代します。

意見が賛成反対という形で分かれてしまいました。ここで結論を導き出すことは難しいので、待鳥委員に申し上げておきます。この案件は待鳥委員の一般質問に関しての話ということで御理解いただいていると思いますので、その辺それぞれの会派からの意見があったということで受け止めていただけますか。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 これは今回は出さないということですか。

○齊藤秀雄委員長 そこまでは言えません。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 今後気をつけてということで、了解しました。

○齊藤秀雄委員長 公明党にしても日本共産党にしても緑風会にしても、それなりの考え方をお持ちだと思いますので、今後はそれを生かしていただきたいと思います。こういう形で再度の議論というのは望ましくないなので、そういう環境はつくりたくないということで申し上げます。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 わかりました。今回ちょっと認識が不十分でお時間をとって大変申しわけありませんでした。

○齊藤秀雄委員長 皆さんそういう方向性で一致したということで、よろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、良識の範囲内で御理解賜りたいと思います。それでは各会派で今日決まったことを申し合わせ事項ということでお知らせください。

それでは、順次提出された意見書案について各会派から説明を願います。待鳥委員、新しい風の1番目の意見書案について提案説明をお願いします。

新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 案文を朗読し、提案説明とさせていただきます。

軽度外傷性脳損傷に関わる周知と労災認定及び自賠責保険の基準改正を求める意見書案。

軽度外傷性脳損傷は、交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する病気です。

主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下を初め、てんかんなどの意識障害、半身まひ、視野狭窄、匂い・味がわからなくなるなどの多発性脳神経麻痺、尿失禁など複雑かつ多様です。

この病態は、世界保健機関（WHO）において定義づけがなされており、他覚的・体系的な神経学的検査及び神経各科の裏づけ検査を実施すれば、外傷性脳損傷と診断することができると報告されています。

WHOによれば、外傷性脳損傷の罹患者数は、全世界で年間1,000万人に上り、その内軽度外傷性脳損傷は9割を占めます。軽度外傷性脳損傷のほとんどがおおむね1年以内で回復しますが、1割ほどは回復することなく、障害後遺症状に苦しめられています。

軽度外傷性脳損傷は、MR I等の画像検査で異常が見つかりにくく、日本では労災や自賠責保険の補償対象にならないケースが多いので、患者は周囲に理解されない心身の苦痛に加え、経済的困窮に陥る事態も多いのが現状です。

さらに、通学路での交通事故やスポーツ外傷が多発している昨今、子どもたちが軽度外傷性脳損傷を発症する可能性も高まっています。

医療機関初め、学校現場を含む教育機関、また広く国民全般に、軽度外傷性脳損傷についての啓発・周知を図り、理解を進める必要があります。

国におかれましては、現状を踏まえ、下記事項について早急に適切な処置を講じられるよう、強く要望いたします。

記

1 国際基準に沿ったガイドラインを作成し、労災認定及び自賠責保険の後遺障害の認定基準

を改正すること

2 労災認定及び自賠責保険の基準の改正にあたっては、不正防止のため、画像に代わる外傷性脳損傷の判定方法として、他覚的・体系的な神経学的検査方法を導入すること

3 支援拠点病院や相談窓口の設置など、患者の支援体制を整備すること

4 軽度外傷性脳損傷について、教育機関初め広く国民への啓発・周知を図ること

以上です。

宛先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣。

○齊藤秀雄委員長 新しい風、待鳥委員から、軽度外傷性脳損傷に関わる周知と労災認定及び自賠責保険の基準改正を求める意見書案が出されました。各会派の意見を募ります。

阿部委員。

○阿部かをる委員 確認したい点があります。記の2番目の2行目ですけれども、判定方法として他覚的とありますがこれはどういうことなのか。他覚的な神経学的検査方法というのはどういう方法ですか。

○齊藤秀雄委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 本人の主観的な訴えだけではなくて、客観的に見てそれが症状としてあるということがわかるような方法と説明されています。

○齊藤秀雄委員長 阿部委員、全体としてのお考えはいかがですか。

○阿部かをる委員 ちょっと確認させてください。画像に代わると書いてありますよね。だから画像に代わる、客観的に見て症状としてあるということがわかる神経学的検査方法ってというのはどういう方法ですか。

○齊藤秀雄委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 専門的な細かいことは今わからないんですけれども、例えば目の見え方とかその反応、こう打ったときの反射の状況とか、かなり全身をいろいろな形で検査して、それで他覚的にこれは軽度外傷性脳損傷だと今は診断がつくようになっていると資料にはあります。

○齊藤秀雄委員長 阿部委員。

○阿部かをる委員 それでは、この意見書案について意見を述べさせていただきます。

公明党としては2010年の時点で軽度外傷性脳損傷対策プロジェクトチームを立ち上げて、この件についてはずっと対策を協議してまいりました。特に労災認定についてであります。国会の質疑で山本博司参議院議員が診断基準等を策定するというのをやはり主張させていただきました。その国会での質問を受けて厚生労働省が軽度外傷性脳損傷と類似の後遺症が残る高次脳機能障害のうち、画像所見がない54症例を調査した結果、WHOの定義に当てはめたところ15人が該当したという事例がありました。これがきっかけで労働基準監督署における、一律で第14級とする決定を改めて厚生労働省で判断する方針がその当時示された経緯があります。

公明党としてもこの基準改正を求める意見書案には賛成をしております。今WHOが言っているのは静かなる流行病ということで、本当に身近にもそういう方たちがたくさんいらっしゃ

るという現状から、この基準改正を求める意見書案には公明党としては賛成をいたします。  
以上です。

○齊藤秀雄委員長 吉田委員。

○吉田けさみ委員 共産党にもこういう相談等もありますので、内容的には賛成です。

○齊藤秀雄委員長 金井議員。

○金井伸夫委員外議員 深刻な病と思われまますので、私も賛成します。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、齊藤委員。

○齊藤秀雄委員 緑風会としてもよろしいと思うのですが、記の上の、「国におかれましては、現状を踏まえ、下記事項について早急に適切な処置を講じられる」とありますが、措置ではないですか。処置と言うとなんだか治療的意味合いの文字になるのではないですか。ぱっと読んだときの直感で申し上げましたが、一般的には措置と言うと思います。処置というのは治療のときの文言で、こういう文章化されたものを処理する場合は措置と言うと思います。ちょっと確認してください。緑風会としてはよろしいということでございます。

○齊藤秀雄委員長 議事を副委員長と交代します。

それでは、皆さんがよろしいということになりました。この軽度外傷性脳損傷に関わる周知と労災認定及び自賠責保険の基準改正を求める意見書案に関してはまともりましたので、副議長提案となります。これにつきましては、次の日程6月18日の本会議終了後に議会運営委員会を開催し、意見書案の確認を行いたいと思います。

続いて、新しい風の2番目。集団的自衛権行使の容認について慎重審議を求める意見書案、説明をお願いいたします。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 こちらも案文を朗読させていただきます。

集団的自衛権行使の容認について慎重審議を求める意見書案。

政府は、憲法が禁止している集団的自衛権の行使を憲法解釈の変更によって容認しようとする方針を表明しています。

従来の政府の憲法解釈は、我が国が行使し得る自衛権は自国への急迫不正の侵害があった場合に実力をもって防衛すること（個別的自衛権）に限定されており、1981年5月29日付の政府答弁書において、集団的自衛権行使は我が国を防衛するための必要最小限度の範囲を超えるものであり憲法上許されないとの見解を示し、その後一貫してこの政府解釈を維持してきました。

集団的自衛権の行使を容認することは、憲法第9条の非武装平和主義を否定することであり、閣議決定による憲法解釈の変更や、下位規範である法律による変更は、基本的人権の保障のために憲法によって国家権力を拘束するという立憲主義に反し、憲法の最高法規性（第98条）を踏みにじるものです。

これまで国際政治において、「集団的自衛権」の名のもとに相手国の国内紛争への軍事介入や

戦争が現実に行われてきました。憲法解釈の変更により集団的自衛権の行使を容認することは、日本がこのような軍事介入や戦争に加担することを認めることになる可能性があります。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、集団的自衛権の行使容認については、安易な憲法解釈の変更によることなく、広く国民的議論を喚起し慎重な審議をされるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣。

以上です。

**○齊藤秀雄委員長** 提案理由が述べられました。それでは各会派の意見を募りたいと思います。阿部委員。

**○阿部かをる委員** 公明党としては、平和の党として今全力で慎重審議に取り組んでいるところであり、若干重複しますが、安倍首相は有識者による安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会の集団的自衛権の行使を認めるべきとの提言に対し、これまでの政府の憲法解釈と違ふとし採用しないと明言しました。その上で報告書にあった我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があるときは、限定的に集団的自衛権を認めるという提案については研究する考えを示しています。

日本の平和憲法の理念は先ほどの意見書の案文にもありましたけれども、自国を守る個別的自衛権行使による専守防衛であり、この解釈のもとで日本は国際的信用を築いてまいりました。長年にわたり政府は国会で集団的自衛権の行使はできないという答弁を積み重ねてきており、限定的行使が政府解釈と論理的整合性があるのか、憲法第9条の規範性や法的安定性を確保できるのか、また自衛権の行使に至らないグレーゾーンと安全保障全般を議論していくべきであります。

日本は法治国家であり、立憲主義の立場からすると憲法の解釈変更は限界があります。これまで日本が平和国家として歩んできた憲法第9条の規範性は極めて重要であります。それが時の政権によってころころ変わる法的安定性を欠くようなことがあってはなりません。現実的な事例で議論をしていく必要があります、集団的自衛権が必要なことについて今の法規制の中で何ができ、何ができないのか、はっきりさせる必要があります。ということで、今まさに公明党は平和の党として議論の真っ最中であり、この意見書案の提出については反対であります。

以上です。

**○齊藤秀雄委員長** 吉田委員。

**○吉田けさみ委員** 日本共産党はこの中身に賛成です。標題として慎重審議を求める意見書案となっているのだけれども、これについてはちょっと違うのではないかという思いがあります。公明党が公党として慎重審議をしているとおっしゃっているのだけれども、今自民党公明党連立政権で議論しているということは、そもそも集団的自衛権の行使容認を閣議決定するための慎重審議になっているわけです。この意見書案にあるとおり閣議決定だけで歴代内閣の憲法解釈を変えていくというのは、やはり国権の最高機関として国会を位置づけている憲法そのもの

に反するやり方だということを指摘できると思うのです。そういう部分ではこれまでの安倍政権の動きを見ていると、憲法第9条を何とかしたいという思いで憲法第96条を変えようとしたり、それからこの間では特定秘密保護法をつくったり、あるいは国家安全保障会議の設置をしたりという動きを見てくると、やはり憲法をないがしろにして立憲主義そのものを認めないでやろうという今の自民党、公明党の慎重審議は、憲法に違反しているという考え方を私たちは示しています。

ですからぜひ、慎重審議を求める意見書案ではなくて、憲法第9条があるし、憲法にもとづいて集団的自衛権行使の容認は認められないというような標題にすれば中身については十分賛成できる中身です。

以上です。

○齊藤秀雄委員長 金井議員。

○金井伸夫委員外議員 私は今政権与党で慎重に審議をしていると認識しておりますので、このタイミングでこの意見書案を出すことには反対します。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、齊藤委員。

○齊藤秀雄委員 緑風会といたしますと、慎重審議を求める意見書案というこのタイトルと訴えている内容で、要は憲法改正をするなどか、もろもろ共産党がおっしゃった意味内容でメインは訴えていると思います。そうすると、容認についての慎重審議を求める意見書案というタイトルと中身が一致していないというのが緑風会の考えです。なぜかと言うと、憲法第9条の非武装平和主義を否定するものでありとか、また、憲法解釈の変更により集団的自衛権の行使を容認することは、日本がこのような軍事介入や戦争に加担することを認めることになる可能性がありますとか、基本的に全部否定している文面なんです。それでいて慎重審議を求めるということと、表現がどのような形で整合性があるのか疑問なんです。

なぜかと言ったら、ある会派の一人としての意見としては、本意見書案の趣旨はタイトルからして慎重審議を求めることとある。その理解を前提とすれば憲法解釈の変更に関する意見は必要ないという意見もあったり、また慎重な国民的議論があれば憲法解釈の変更でもかまわないという論理も成り立つわけです。だからそうすると慎重審議を右に理解するのか左に理解するのか、集団的自衛権をイエスとして理解するのかノーとして理解するのか、この中身自体はノーの話で全部入っています。だけど慎重審議というのはあくまでもみんなが討論すべき話で、その結論が、新しい風は一切この集団的自衛権を認めないという前提で多分出されていると思いますが、違いますか。

○吉田けさみ副委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 集団的自衛権に対する賛否というのはそれぞれの考え方なのですが、この意見書案は解釈改憲による集団的自衛権の行使については、それはしないで、そうではなくて例えば憲法改正が必要であるなら、改正の是非をきちんと積み上げた議論の中で考えてい

くというところで慎重審議を求めると、そういう趣旨で書いていますので、集団的自衛権反対ということはそれぞれ考えがありますが、この中では言っていないつもりです。解釈改憲そのものについて反対、つまり解釈改憲という手続について反対をしているので、きちんと憲法改正も含めて国民的議論をしてくださいという趣旨で書いています。

○吉田けさみ副委員長 齊藤委員。

○齊藤秀雄委員 緑風会として基本的には集団的自衛権の一部行使というのは賛成という方向がありますので、この意見書案に関する意見はどうかと問われれば、賛同はできないという結論です。

○齊藤秀雄委員長 議事を副委員長と交代します。

それでは、まとまりませんでしたので、この意見書案は副議長提案とはなりません。

次に進みます。

先ほど、新しい風の3番目の意見書案については、理解していただいて取り下げという形で扱います。

次に日本共産党の1番目、解釈改憲による集団的自衛権行使容認の計画の撤回を求める意見書案、説明を願います。

吉田委員。

○吉田けさみ委員 案文を朗読して提案説明にかえたいと思います。

解釈改憲による集団的自衛権行使容認の計画の撤回を求める意見書案。

「あなたは集団的自衛権の行使に反対ですか」という設問に、毎日新聞社の調査では、賛成が39%で反対が54%、5月19日付。地方紙などが同日報じた共同通信の調査でも、賛成は34.5%、反対が48.1%、時事通信の調査でも、賛成が37%、反対が50%です。国民の多数が集団的自衛権の行使に反対しているのは明らかです。

集団的自衛権の行使とは、日本に武力攻撃がなくても、他国のために武力の行使をするということです。そのため自国の軍隊を海外に派遣し、武力攻撃を仕掛けた国と交戦するということです。

日本が集団的自衛権を行使できるようになれば、自衛隊は海外で戦争する軍隊になってしまいます。戦争放棄、戦力不保持を定めた憲法9条をどう解釈しても認められません。

よって、解釈改憲による集団的自衛権行使容認の計画の撤回をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣。

以上です。

○齊藤秀雄委員長 それでは、今の意見書案に対する各会派の意見を取りまとめたいと思います。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 新しい風としては、先ほどの意見書案に込めた趣旨というか、集団的自衛権

の行使の議論のプロセスのところを一番の問題にしているのですけれども、ただ、結論として集団的自衛権行使容認に対しても反対ではありますので、この意見書案には賛成です。

○齊藤秀雄委員長 阿部委員。

○阿部かをる委員 先ほどの新しい風の意見書案でも述べましたけれども、公明党は今まさに平和の党として大激論の真っ最中でありますので、今ここで撤回を求める意見書案を出すことには反対であります。

○齊藤秀雄委員長 金井議員。

○金井伸夫委員外議員 この内容については、論理が短絡的過ぎるのではないかということで反対します。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、齊藤委員。

○齊藤秀雄委員 緑風会としても反対です。

以上です。

○齊藤秀雄委員長 議事を副委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田けさみ委員 私たちはなぜ国民世論を大事にするかというところで意見書案を出しているのです。これまで自民党政権が長年にわたって、あるいは国会における政府答弁によると、個別的自衛権とは、日本が攻撃を加えられた場合に自衛のために武力を行使する権利、それから一方の集団的自衛権の行使とは、同盟国であるアメリカが攻撃を受けた際に日本が攻撃されていなくてもアメリカを守るべく武力を行使することであると、これは一貫してかつての政権が国会において答弁してきている中身です。

ですから、自民党のこれまで中枢をなしてきた加藤紘一自民党元幹事長も、集団的自衛権行使については第二次世界大戦で失墜した日本への世界の信頼は憲法第9条によって回復した、このことが非常に大きいと述べておられるのです。だから、集団的自衛権を容認したいのであれば、憲法解釈の変更などという軽い手法ではなくて、正々堂々と改憲を国民に提起すればいいのだと、立憲主義を守れということも主張されているのです。

やはり私たち日本共産党としては国民世論、市民の世論を考えるべきだと主張したいです。ですから最終日に、市民の、国民の願いと裏腹な方向で進んでいる今の政権については、意見書案という形で提案していきたいということを述べておきたいと思います。

以上です。

○齊藤秀雄委員長 それでは、今の意見書案に関してはまとまりませんでしたので、副議長提案とはなりません。

阿部委員。

○阿部かをる委員 意見書案を最終日に単独で出される、ここを出したものをまた出されるというのは、そういう方法は前回協議して、しないという方向になったと思いますけれども。

○齊藤秀雄委員長 吉田委員。

○吉田けさみ委員 それはやはり、出せる権利があるわけですし。

○齊藤秀雄委員長 休憩します。(午後 1時31分 休憩)

再開します。(午後 1時38分 再開)

日本共産党の1つ目の意見書案に関しては賛同を得られませんでした。まとまりませんでしたので、副議長提案にはなりませんでした。

続きます、日本共産党の2つ目、消費税率10%への引き上げを中止するよう求める意見書案。提案説明をお願いします。

吉田委員。

○吉田けさみ委員 案文を読み上げて提案説明とさせていただきます。

消費税率10%への引き上げを中止するよう求める意見書案。

消費税の導入から四半世紀あまり、繰り返される増税で、導入当初の広く、薄くどころか、広く、厚くが国民の実感となって悲鳴が上がっています。

消費税が商品であれ、サービスであれ、取引のたびごとに課税される税金であることに変わりはなく、消費の冷え込みと景気が悪化することは必死です。

3%に始まり、2015年10月の消費税10%の引き上げは、経済状況などを勘案して判断する予定としていますが、消費税は今や法人税や所得税の税収さえ上回る基幹税となっています。

景気の低迷に加え、税を負担する能力がある大企業や高額所得者から取るべき税を取らないため税収は増えず、財政危機を深刻化しています。

消費税の導入以来、社会保障のためという口実で税率の引き上げが繰り返されてきましたが、国民には給付削減と負担増が目白押しです。その一方でそれを当て込んだ大型開発予算を増やすなど、財政のゆがみは激しくなりばかりです。

もともと低所得者ほど負担が重い消費税は、貧困と格差を激しくする点でも重大です。ワーキングプアと言われる貧困層にも消費税の負担は押しつけられます。

日本社会の貧困と格差の拡大は、賃金の抑制や非正規雇用の拡大などが背景ですが、低所得者ほど負担が重い消費税中心の税制は、それに拍車をかけます。貧困と格差是正の上からも、消費税率の引き上げは許されません。

国民の暮らしと経済を破壊する消費税率10%への引き上げの中止を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

宛先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、総理大臣。

以上です。

○齊藤秀雄委員長 提案説明が終わりました。

待鳥委員、いかがですか。

○待鳥美光委員 新しい風の中では、消費税率10%への引き上げ自体は国民に周知されていて、そしてむしろその使い道をチェックしていくという方向性が必要なのではないかということで、

今回この意見書案に関しては反対です。

○齊藤秀雄委員長 阿部委員。

○阿部かをる委員 税と社会保障の一体改革の中で、この消費税のことは大変議論されてきた経緯があります。現実には社会保障費が一兆円規模で増え続けている、そういう状況がありますので、消費税が本当に低所得者の方々に影響が及ばないようにということで、公明党としては軽減税率の導入を訴えてまいりました。この軽減税率の導入も年度末までには詳細設計をということで今全力で取り組んでいるところであります。今回の中止を求める意見書には反対であります。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、齊藤委員。

○齊藤秀雄委員 緑風会は基本的に反対です。先ほどの説明で皆さんおっしゃっていますけれども、やはり社会保障費が毎年毎年一兆円の税収見込みがなければ成り立たないような環境です。そういった意味ではこの意見書案には賛同できません。

○齊藤秀雄委員長 議事を副委員長と交代します。

金井議員。

○金井伸夫委員外議員 私も国の財政状況を考えれば消費税率の引き上げはやむを得ないと思っておりますので反対します。

○齊藤秀雄委員長 それでは、意見を募りました結果、賛同を得られません。まとまりませんでしたので、副議長提案とはなりません。

それでは、日本共産党の意見書案3つ目、原発の再稼働断念を求める意見書案に関して提案説明をお願いします。

○吉田けさみ委員 内容を朗読して提案とします。

原発の再稼働断念を求める意見書案。

5月21日、福井地裁は、関西電力大飯原発3、4号機の再稼働差し止めを求めた訴訟で、運転再開を認めない画期的な判決を下しました。

判決は、「ひとたび深刻な事故が起きると、多くの人命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす」ことになり、「国民の生存を基礎とする人格権」の立場から原発の本質的な危険性を指摘し、かつ「大飯原発から250キロ圏内の住民は、原発の運転によって人格権が侵害される具体的な危険がある」と述べています。

福島原発事故から3年が経過した現在の深刻な実態を踏まえた判決は、関西電力の主張を退け、大飯原発の運転の差し止めを求めています。

全国にある原発から250キロ圏内を地図で描くと北海道の一部と沖縄を除き、日本列島が全て圏内に入ることになります。

政府を初め原発関係者は、今回の判決を真摯にかつ重く受け止め、大飯原発はもとより全国の原発再稼働を即刻断念すべきです。

よって、原発の再稼働は断念し、原発ゼロの日本を実現することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、環境大臣。

以上です。

○齊藤秀雄委員長 ただいま提案説明が終わりました。それでは各会派の意見を募ります。  
待鳥委員。

○待鳥美光委員 新しい風は、命を守るという観点、それから核のごみの処理について未解決であるという観点から原発の再稼働には反対の立場ですので、この意見書案には賛成いたしません。

○齊藤秀雄委員長 公明党、阿部委員。

○阿部かをる委員 一年でも早く原発ゼロの社会を実現したいということは、誰しもが望んでいることだと思います。原発の再稼働に当たっては、原子力規制委員が厳しくチェックし検証するという事になっていきますし、40年を過ぎた発電所は廃炉にすることと新規着工は認めない、また地元の理解が必要だというハードルが幾重にもかけられています。

また、即断念ということで書かれておりますけれども、電力の安定供給とか地球温暖化の問題とかさまざま現実の問題がありますので、総合的に見据えながら新しい再生エネルギーの取り組みとか、無駄な火力発電所をなくすとか、無駄のない火力発電を取り入れていくとか、さまざまな観点から取り組んでいく必要があると思います。可能な限り一日でも早い原発ゼロを目指したいという思いでいっぱいではありますが、この即刻断念という意見書には反対であります。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、齊藤委員。

○齊藤秀雄委員 緑風会も最終的な方向性は原発ゼロが望ましいという考えは一致しています。ただし、今は経過途中というか、まだまだ自然エネルギーにしてもそこまでの能力、カバーできるほかの電源がないという環境でありますので、今即刻の話としては受け入れがたいということで賛成できません。

以上です。

○齊藤秀雄委員長 議事を副委員長と交代します。

金井議員。

○金井伸夫委員外議員 私も現実的には原発再稼働を即刻断念というのは難しいと思いますので、反対します。

○齊藤秀雄委員長 吉田委員。

○吉田けさみ委員 皆さんが本当に一日も早く原発ゼロを願っているということであるならば、まずゼロにするという目標を掲げることの必要性と、それから現実的にもう半年以上原発ゼロで日本は電力を消費しているわけですから、その現実にも照らしても実現可能だと考えられま

す。ぜひ意見書案はこれからも出していく努力はしていきたいと思います。

○齊藤秀雄委員長 それでは、共産党の3番目の、原発の再稼働断念を求める意見書案に関しては一致しませんでしたので、副議長提案とはなりませんでした。

なお、今回、付託された陳情第1号が文教厚生常任委員会で採択され、意見書案が提出された場合は、議会運営委員会を開催しますので御承知おきください。

ここで、意見書案の提出について、議案と重複するものの扱いについては同一会期中は提出しないということについて理解、申し合わせとして確認していただきたいと思いますので、再確認の意味で申し上げます。よろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

続けます。

休憩します。(午後 1時48分 休憩)

再開します。(午後 1時49分 再開)

○齊藤秀雄委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 新しい風の1番目の意見書案、軽度外傷性脳損傷に関わる周知と労災認定及び自賠責保険の基準改正を求める意見書案ですが、最後のところに、以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しますという文言が入っておりませんでしたので、入れさせていただきます。

○齊藤秀雄委員長 あと文言については、チェックしていただいてから次回の議運で確認することになります。

以上で、意見書案に対する協議は全部終わりました。

次に進みます。議長から皇族の薨去について発言があります。

議長。

○菅原満議長 6月8日に薨去された桂宮宜仁親王殿下の薨去に伴い、一般質問1日目、議事日程の報告の前に、全員起立して弔意を表すことについて御協議いただきたいと思います。この関係につきましても、寛仁親王殿下薨去の際にも同様の弔意を表しておりますので、あわせてお願いをいたしたいと思います。

以上です。

○齊藤秀雄委員長 ただいま議長から発言されました、一般質問1日目の開始前に全員起立して弔意を表すことについて、今の議長のお話のとおりでよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、全員一致ということで決定します。

次に進みます。その他議会運営に関することとして、初めに決算審査の要求資料についてです。前回の議会運営委員会で配付しました資料案について、各会派から御意見願います。

追加資料とか、もろもろ御意見ありましたらお願いします。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 新しい風は、特にありませんでした。

○齊藤秀雄委員長 阿部委員。

○阿部かをる委員 ありません。

○齊藤秀雄委員長 吉田委員。

○吉田けさみ委員 ありません。

○齊藤秀雄委員長 金井議員。

○金井伸夫委員外議員 ありません。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、齊藤委員。

○齊藤秀雄委員 緑風会も十分でございます。ありません。

○齊藤秀雄委員長 議事を副委員長と交代します。

それでは、平成25年度決算審査の要求資料については、従来の、お手元にある資料のとおりという形で決定させていただきます。それでよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に進みます。議会報告会の総括です。

過日開催されました全員協議会での意見を踏まえ、会派での協議をお願いしてあります。また、市議会ホームページの掲載案は、アンケート部分の2案を含めて提示しております。まず、ホームページ掲載案について御意見を願います。

休憩します。(午後 1時52分 休憩)

再開します。(午後 1時53分 再開)

ホームページについて、別紙1と別紙2のA案、B案ございます。どちらかに決めなければいけませんが、意見を募りたいと思います。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 別紙1と別紙2の違いを教えてください。

○齊藤秀雄委員長 議長。

○菅原満議長 別紙1の冒頭のところで、お住まいの次の年代のところを変えてあります。別紙2の方がはっきりわかりやすくなっています。

○齊藤秀雄委員長 表現として別紙1か別紙2、もしくはA案、B案で意見を述べていただくほうが方向性が見えやすいと思います。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 別紙2のほうで。

○齊藤秀雄委員長 阿部委員。

○阿部かをる委員 同じく、別紙2のほうで。

○齊藤秀雄委員長 吉田委員。

○吉田けさみ委員 共産党も別紙2のほうで。

○齊藤秀雄委員長 金井議員。

○金井伸夫委員外議員 同じく別紙2で。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、齊藤委員。

○齊藤秀雄委員 緑風会としてもB案に賛成します。

○齊藤秀雄委員長 議事を副委員長と交代します。

それでは、議会報告会のアンケートとしては、アンケート2案のうち2番目のB案のほうを採択します。掲載案についてはそれでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

休憩します。(午後 1時54分 休憩)

再開します。(午後 1時56分 再開)

議長。

○菅原満議長 別紙2、B案のほうのアンケートですが、番号が9、10、11、12、13、14、15、16となっていますが、これは1、2、3、4、5、6、7、8と振り直し、訂正をお願いいたします。

以上です。

○齊藤秀雄委員長 皆さん、議長のお話のとおり訂正をお願いいたします。

次に、今回の報告会に関して提出された所見と全員協議会の意見を踏まえ、御意見を願います。会派で皆さんそれぞれもんでいただいたと思いますけれども、また個人的に出されたところもあります。それぞれで御意見を踏まえて発言いただければと思います。総括ということです。反省点もあわせてというのがよろしいかと思えます。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 会派としてはペーパーで提出したとおりですが、特に今の任期中には難しいかもしれませんけれども、例えば福岡県でやられているような形で、同じテーブルで市民と討議できるような時間を設けたり、そうした新しい形もすぐにやっとうこうというより、少し模索をしていくときが来ているのかなと思えます。

○齊藤秀雄委員長 阿部委員。

○阿部かをる委員 会派としての反省点はペーパーでお示した内容でございます。今後、議会基本条例の検討をしていく中で、この議会報告会のあり方も検討をしていくということで、その中でさまざまな意見を出して、市民参加が望まれるようなやり方を模索していければと思っております。

具体的には、やはり先進市がどうしているかということを見ていく必要があるのではないか、

議論する前に先進市の取り組みを見ていく必要があるのではないかとということと、今は庁舎、公民館、図書館などでやっておりますけれども、子ども議会を開催したように、学校に行って子どもたちにわかるように議会のあり方を説明するとか、そういったちょっと視点を変えた取り組みを考えていけばいいかなと考えています。

以上です。

○齊藤秀雄委員長 吉田委員。

○吉田けさみ委員 公明党の発言内容に賛成です。基本条例の検討とあわせて報告会のあり方、やはり参加者が少ないというのが一番の課題かなと思っておりますので、考えていく必要があると思っています。

○齊藤秀雄委員長 金井議員。

○金井伸夫委員外議員 特にありません。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、齊藤委員。

○齊藤秀雄委員 緑風会としても、全員協議会で田上議員が申し上げましたが、模索している状態というのが現実です。ですから、それをいかに打開するかということです。ベースとなるのは議会基本条例と、あと今回の議会報告会の反省ということで、新たな試みを、アイデアを伴いながらやっていきたいということです。

以上です。

○齊藤秀雄委員長 議事を副委員長と交代します。

それでは、もろもろ意見は出ましたが、今回の議会報告会の総括としては、新たな試みを模索しながら継続していくということになろうかと思えます。ただし、基本条例とのマッチングについても意見が出ております。私たちは当然、基本条例を年度末までに反省を踏まえて総括しなければならない立場にありますので、これからも意見を募りながら、基本条例に関してはやっていきたいと思っております。

議会報告会の総括としては、新たな試みを模索し続けるということではいかがですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

なお、報告会について御意見があれば、その都度承って、諮って、継続的に協議していきたいと思っておりますので、あらかじめ御承知おきください。

次に進みます。

政務活動費の協議事項等についてです。過日、配付しました協議事項で、一円未満の処理について各会派から御意見願います。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 全員が同じ基準で統一されればいずれでもいいかと思えます。ただ案分した場合は、切り捨てならば一円余ったり、逆だったら一円多くなったりということが出るので、

その部分だけトータル合わせが必要かと思います。いずれにしても統一されていればいいと思います。

○齊藤秀雄委員長 統一の方向性は、切り上げですか、切り捨てですか。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 切り捨てです。公金なので切り捨ての方向です。

○齊藤秀雄委員長 阿部委員。

○阿部かをる委員 切り捨てです。

○齊藤秀雄委員長 吉田委員。

○吉田けさみ委員 やはり公費を活用してるというところでは切り捨てが常識的かなと思っています。

○齊藤秀雄委員長 金井議員。

○金井伸夫委員外議員 切り捨てです。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、齊藤委員。

○齊藤秀雄委員 緑風会も同意見であります。

○齊藤秀雄委員長 議事を副委員長と交代します。

それでは、各会派からの意見が出そろいました。一円未満の処理については、全て切り捨てという扱いで処理することによろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないのでそのようにいたします。なお、確認事項も含め、政務活動費マニュアルに反映いたしますので、政務活動費の使途等につきましては、各会派において十分御周知ください。一円未満は切り捨てでございます。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 案分した場合は一人だけ切り上げになる可能性があると思いますけれども、それでいいわけですか。

○齊藤秀雄委員長 それはあります。そうでないと処理ができませんので。

議長。

○菅原満議長 会派内や何人かの議員で同一の支出をして、その人数分で割った場合は、最終的には支出金額と合うということで、切り捨ての議員、切り捨てにならない議員、切り捨てにも切り上げにも該当しない議員が出てくるということです。

○齊藤秀雄委員長 基本はもう全て切り捨てで、あとの一円に関してはつじつまを合わせて調整をお願いします。

次に進みます。基本条例の見直しについてです。検討項目と手法について、先ほど意見が出ましたけれども各会派から御意見を願います。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 実施状況の見直しで、3点会派では出ています。まず第4条の議員間討議、これについては議会報告会で毎回質問が出ているわけですが、その結論への過程が市民に見えるように、必要な場合には休憩中ではなくて会議録に載る形で行うこともありだということです。議員間討議についてはこの前も発言しましたが、有効に機能している先進例というのがなかなか見つからなくて、それで逆に振り返れば、例えば総合振興計画のとき、これは私たちの前任の議員だと思いますけれども、議場ではないですが、議員間討議という、そういった議員間で討議をしたり検討したりしてきているので、そういうこともきちんと伝えられるのではないかと思います。

それから、第11条の事務局の調査及び法務機能の強化ということで、政策提案が今地方議会に求められてきている中で、事務局の政策提案に対するサポートというのが必要な場面があるのではないかという意見が出ています。それで、和光市の場合は公文書開示請求をしないと出てこない資料が多く、その辺の扱いが一般市民とあまり変わらないので、情報収集がスピーディーに行われるようなサポートをしてほしいという意見も出ました。それから第13条、議会報告会のあり方、これについては先ほど申し上げたとおりで、議員と語ろうの方式であるとか、あるいは学会等でよくやっているラウンドテーブル方式とか、そういったことも試みとしてやってみてはどうかという意見も出ています。

以上です。

○齊藤秀雄委員長 阿部委員。

○阿部かをる委員 今言う意見は検討する内容を提示するということでしょうか。今の時点で意見が出ているのは、今まで議長のほうから投げかけられてきたものです。決算のあり方、それから永遠の課題の議会報告会のあり方、議会報告会の中での議員間討議をどう具体的にしていくのか、できるできないという厳然としたものが大前提にありますので、そこを明確にしていきながらも議員間討議をどう拡充し、実施していくか。そのような点が会派として出ております。

○齊藤秀雄委員長 吉田委員。

○吉田けさみ委員 日本共産党としては、とりわけ議会報告会についてはもう少し考えて検討していく必要があるという意見です。あと具体的に実施するに当たっては、改選後に具体的にやっていったらいいのではないかという意見です。それ以外は特にありません。

○齊藤秀雄委員長 金井議員。

○金井伸夫委員外議員 私は議員定数と一般質問の2点について検討したほうがいいと思います。具体的には、今定数が18人ですが、現状は一人辞任しましたので17人になっているので、議員定数そのものを17人に変えるべきではないかということです。それから一般質問のあり方について、会議規則で一般原則について規定していますが、それを見直すべきではないかというところですが、今持ってきていないのですが、たしか行政の一般事務について、議長の許可を得て質問することができるというように書いてあるのですが、実際はもう少し質問の範囲が広いは

ずです。常識的に事務ということになると、行政事務ということになってしまうと、いろいろ限られてしまうし、場合によっては議会改革について市長に質問したいケースもありますから、議会改革についても入れてもいいのではないかと。そういう意味で、事務というのがちょっと納得できない。あと議長の許可を得てというのが形式的なことを言うのか、中身のこと、実質的なことを言っているのか、非常に簡単に言っていますので、議長の許可を得てという意味をもう少し細かく指定したほうがいいのではないのかと、そういう意見です。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、齊藤委員。

○齊藤秀雄委員 緑風会としては、過去の反省を踏まえるということであれば、基本的には議会報告会がメインになると思っております。その取り組みがよろしくなれば、議員間討議とかも、当然開かれた議会という話からいけば、その中身に入ってくるのではないかと思います。緑風会としては、議会報告会の新たな見直しと申しますか、再構築を提案できればと思っています。提案内容自体はまだありませんけれども、反省点を踏まえて言えば、議会報告会をもう少し市民参加の多くなる、また大勢に報告できるような環境づくりを目指したいということです。

以上です。

○齊藤秀雄委員長 議事を副委員長と交代します。

それでは、今各会派からもろもろ意見が出ました。次回からの議会運営委員会でいかが取り組んでいったらよろしいか。まだこれというポイントが見つかりません。ただ1つ言えるのは、皆さんの中から出てきたのは、議会報告会をいかに取り組んでいくかというところで各会派共通の一致した意見だと思っています。ですから、次回からその点を中心に、なおかつまた会派でもんできたポイントが出ましたら、それをまた基本条例の見直しについてを基本的なベースとしながら意見を賜りまして、それを反省点として捉えて、来年、来期に向けて文章化できればと思っています。

議長。

○菅原満議長 今、委員長に今日の内容についてまとめていただいたわけでありましてけれども、私からは議会基本条例の検討についてということでメモを出させていただいております。日程的なものもある程度早めに見通しをつけておかなければいけないので、基本的には議会運営委員会が開会されるときにあわせて協議いただいたほうが効率的だと思います。

ほかにも日程的に10月は視察と議会報告会のリハーサル、打ち合わせ、調整その他が入ってきます。報告会が11月、あるいは10月です。11月になればもう下旬には12月議会の告示です。その他各議長会の研修会とかいろいろありますので、基本的には議会運営委員会が開会されるときに日程の見通しをたてて協議していくのが一番効率的かなということで日程的な見通しを立てさせていただきました。

それから具体的な検討項目が挙げられた際に、どういうふうに見直ししていくのかもきちんと

詰めていただいたほうが協議しやすいのかなということで、ある程度、表にまとめさせていただいています。ほかの議会でもこういった形でやられているようですけれども、一応これはこのようなことが考えられる、想定されるということですので、これを協議いただき直していただいて、具体的な検討に入っていただければいいのかなと考えております。

それから今御意見をいただきました報告会や議員間討議など、こちらでもやったものと、やっていないことで、今後の検討課題、政策提案や決算のあり方ということで阿部委員からお話をいただきましたが、予算決算とあわせてやっていただくのがいいのか、あとは通年議会についても今後検討していく必要があるのかなと考えております。

そういったことも踏まえていろいろ各会派で協議いただければと思います。検討する題目と検討する方法については十分協議いただいて、7月にはちょうど研修会も予定しておりますので、その研修会を踏まえた後、具体的な検討に入るのがいいのかなとも考えております。その間の議会運営委員会で詰めるべきところを詰めて、また協議で詰めていただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○齊藤秀雄委員長 吉田委員。

○吉田けさみ委員 それぞれの会派から検討項目ということで意見が出されているわけですが、共産党も議会報告のあり方という形で検討をする必要があるのではないかと申し上げましたが、あわせて意見書案の扱いについても、ぜひ検討課題にさせていただきたいと思います。

以上です。

○齊藤秀雄委員長 議長。

○菅原満議長 今、検討すべき事項を挙げていただきました。それと重複する点もありますけれども、検討を加える事項をこちらでまとめさせていただいて、今後の日程についてもある程度それをもとにたたき台をつくらせていただいて、次回の議会運営委員会で改めてまたその点について協議をしていただくという形で、当面次回まではそういう流れということで確認いただければと思います。

○齊藤秀雄委員長 それでは皆さん、先ほど各会派から検討事項といいますか反省点を踏まえて意見を募りました。それをあわせもちまして、次回協議していきたいと思います。よろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないのでそのようにいたします。

以上で本日の案件は、全て終了しました。

次回以降の議会運営委員会の日程を確認します。

意見書案はまとまっていますので、6月18日水曜日、一般質問の3日目、本会議終了後、議運を開きます。意見書案の確認と、先ほど議長が申し述べました議会の検討事項、基本条例の検討事項について開催いたします。

また、市議会だよりの編集に伴う1回目の事前打ち合わせについては、6月23日月曜日、閉

会日の本会議終了後に行います。よろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないのでそのようにいたします。

休憩します。(午後 2時18分 休憩)

再開します。(午後 2時21分 再開)

市議会だより編集に伴う第2回目の打ち合わせは7月11日金曜日、午前9時半から行います。議運は7月17日木曜日、午前9時半からでよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんのでそのようにいたします。日程調整をよろしくお願いいたします。

関連して10月に開催する打ち合わせと議会運営委員会について、市等の行事と連動して確定しましたので、御報告いたします。

まず、行事でございます。

10月10日金曜日、午前中に和光市役所において消防訓練が予定されております。

10月16日木曜日、午後に朝霞地区議長会議員研修会が朝霞市で予定されております。

よって、市議会だより編集に伴う2回目の打ち合わせを10月9日木曜日、午後1時半から、議会運営委員会を10月17日金曜日、午前9時半から開催したいと思っておりますので御了承ください。

〔「はい」という声あり〕

そのほかにございますか。

阿部委員。

○阿部かをる委員 議会基本条例見直しの日程の中に、8月26日と書かれていますけれども、これはまだ未定ということでよろしいですか。

○齊藤秀雄委員長 議長。

○菅原満議長 これは一応予定ということです。9月議会のおおむねの予定でいくと8月26日火曜日が議会運営委員会に当たるのかなということで日程を出させていただいておりますので御了承ください。

○齊藤秀雄委員長 ほかにございますか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、以上で終了したいと思います。

本日の記録及び公開資料等については、委員長に一任願います。

以上で、議会運営委員会を閉会します。

午後 2時25分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委員長 齊藤秀雄